

岩手県告示第496号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、久慈市の地籍調査を平成28年5月17日次のとおり国土調査として指定した。

平成28年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 久慈市
- 2 調査地域 久慈市小久慈町の一部
- 3 調査期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで